

能美市での新婚生活応援します



能美市結婚新生活支援事業補助金

対象世帯

対象は下記の条件をすべて満たす世帯です

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理されている
- 婚姻日において夫婦ともに**39歳以下**である
- 対象となる住居が能美市内にあり、申請時に夫婦のいずれかの住所があること
- 夫婦の合計所得が**500万円未満**の世帯である
- 市税等の滞納がないこと



対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った

結婚に伴う引越費用(引越業者または運送業者等に支払った費用)

※原則として婚姻日以降に支払った費用が対象です



申請期間

令和8年3月31日まで

※令和8年3月25日以降に申請する場合は、事前にご相談ください

補助金額 上限

夫婦ともに29歳以下

60万円

上記以外の39歳以下の夫婦

30万円

申請・問合せ

企画振興部企画地域振興課

電話:0761-58-2212

E-mail:kikaku@city.nomi.lg.jp



▲ 詳しくはこちら